

令和 8 年 10 月 1 日

関係者各位

ひびき灘開発株式会社

## 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント等の防止に関する指針

求職活動等におけるセクシュアルハラスメント等は、求職者等の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、求職者等の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとって職場秩序を乱し、社会的評価に影響を与える問題です。

当社は、このようなハラスメントを許しません。以下の記載を充分理解し、より有効な採用活動を実施できるよう、ご協力をお願い致します。

1. 上記におけるセクシュアルハラスメント等とは、就業規則、嘱託社員就業規則、パート及び臨時社員就業規則（以下「就業規則等」という。）にも定められている次のような行為をいいます。

### （１）セクシュアルハラスメント

- ・ 性的な冗談、からかい、質問
- ・ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ・ 性的な噂の流布
- ・ 身体への不必要な接触
- ・ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ・ その他、他人に不快感を与える性的な言動

2. この方針の対象は、当社における求人の応募者、インターン生、実習生（以下、「求職者等」という。）、当社の実施する採用活動（以下、「求職活動等」という。）に参加する全ての方です。

なお、求職活動等には SNS 等のオンラインを介したものや、オンライン上で行われるものも含まれます。

3. 求職活動等に参加する社員等がハラスメントを行った場合、各々の就業規則等の規定に基づき、厳正に対処します。個々の事案の内容、程度等を総合的に判断し、処分を決定します。

4. 上記のようなハラスメントを防ぐため、当社は求職活動等を実施する際、以下のルールを遵守します。

(1) 面接、面談等を、一対一では実施いたしません。また、これらを密室で実施いたしません。

(例：カフェで面接する等)

(2) 私的な接触（連絡等も含む）はいたしません。

(例：「ご飯いかない？」等)

5. 採用試験等において、ハラスメントに関するご不安や、お気づきの点がございましたら、下記の相談窓口までお問合せください。

(実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば求職活動等の環境が悪化するおそれがある場合まで広く相談に対応します。)

ひびき灘開発株式会社 総務部 総務課

Tel : 093-771-6131

E-mail: hibikidenshi@hibikidev.co.jp

相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応いたします。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはい行いません。

相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また再発防止策を講じる等、適切に対処します。

以上